

入第282-1号
令和5年6月20日

本庁各主管課長
企業局財務課長
下水道局下水道管理課長
教育局財務課長
警察本部施設課長

様

総務部入札課長

建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準の 改正について（通知）

入札契約制度の改善に当たっては、日頃格別の御理解と御協力をいただき厚くお
礼申し上げます。

この度、標記基準について、下記のとおり改正したので通知します。

なお、貴部（局）内の関係各課所については、貴職から周知をお願いします。

記

1 改正した基準

建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準

2 改正内容

（1）手順 3 （7） エ

実施要領第14条に定める日数「原則として前条第3項の通知日の翌日から起算して、14日以内に・・・決定し通知するものとする。」の通知日とは、第1順位者に対する調査実施を通知した日とする。

※低入札価格調査制度実施要領第14条と整合が取れていなかったことから、改正するものです。

3 適用日

通知日から適用する。

担当 入札課 企画・公共調達改革担当
柳下、山口
電話 048-830-2734

建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準

平成24年1月20日策定、平成25年6月10日改正、平成26年4月1日改正
平成26年10月1日改正、平成28年1月12日改正、平成31年5月1日改正
令和3年12月1日改正、令和4年4月1日改正、令和5年4月1日改正
令和5年6月20日改正

1 目的

本事務取扱の手引きは、「埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「実施要領」という。）」に定める建設工事（以下「工事」という。）における「低入札価格調査」及び「追跡調査」を円滑に行うための事務手続き等について必要な事項を定める。

2 調査基準価格の算出

調査基準価格の算出方法は実施要領第4条に定める方法による。

(1) 調査基準価格の設定において第1号「ただし書き」及び第2号の計算式によらずに定める場合の端数整理について（実施要領第4条第1項第3号）

【上限値を使う場合】

予定価格(税抜き) $27,526,000 \text{ 円} \times 92\% = 25,323,920 \text{ 円}$

※上限値（第1号のただし書き及び第2号の92%）を使う場合は、
千円未満の端数は切り捨てる。 ⇒ $25,323,000 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$

【下限値を使う場合の端数整理】

予定価格(税抜き) $27,526,000 \text{ 円} \times 75\% = 20,644,500 \text{ 円}$

※下限値（第1号のただし書き及び第2号の75%）を使う場合は、
千円未満の端数は切り上げる。 ⇒ $20,645,000 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$
(端数整理後の額が予定価格の75%を下回ることの無いように端数整理する)

3 失格基準価格の設定等

3-1 失格基準価格の設定及び算出

失格基準価格の算出方法は実施要領第5条に定める方法による。

(1) 失格基準価格の設定

失格基準価格の設定の有無については、入札公告等に明記すること。

(2) 失格基準価格の設定において第1号「ただし書き」により定める場合の端数整理について（実施要領第5条第1項第4号）

【第1号のただし書きの75%を使う場合】

予定価格(税抜き) $27,525,000 \text{ 円} \times 75\% = 20,643,750 \text{ 円}$

※第1号のただし書きの75%を使う場合は、
千円未満の端数は切り上げる。 ⇒ $20,644,000 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$

(3) 失格基準価格の算出例

(実施要領第5条第1項第2号)

【算出例】

A 予定価格（税抜き）	27,525,000 円
B 調査基準価格の算出式による価格（税抜き）	25,735,000 円 (千円未満切り捨て)
C 調査基準価格説定率 (B/A) ↓	93.50%

※算出された調査基準価格が上限値を上回るため調査基準価格を上限値で設定

D 調査基準価格（税抜き）(A×92%)	25,323,000 円 (千円未満切り捨て)
E 失格基準価格の算出式による価格（税抜き）	23,395,000 円 (千円未満切り捨て)



※それぞれの算出式により算出された価格の割合で調査基準価格の下限値を按分し、失格基準価格を算出する。

F 按分する割合 (E/B)	0.91 (小数点以下第3位四捨五入)
G 失格基準価格（税抜き）(D×F)	23,043,000 円 (千円未満切り捨て)

※調査基準価格が下限値となった場合は、調査基準価格＝失格基準価格になる

(4) 失格基準価格を設けることが適当でない場合とは(実施要領第5条第2項)

実施要領第5条第2項に定める「特殊性の高い工事など、決裁権者が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するもの」とは、下記の例のような場合をいう。

【例】

- ① 見積提案型競争入札の対象となりうる工事でありながら見積提案方式を使わなかった工事（見積提案型競争入札試行マニュアル参照）
- ② 上記の他、見積の占める割合が比較的高い工事や技術革新が早い工事で低入札につながるおそれがあると判断する工事

（上記①の見積提案型の対象工事「これまでの実績から、県標準積算基準による積算価格と実勢価格に乖離が生じる可能性があると思われる工事」と同等と判断）
など

3-2 数値的判断基準の設定(実施要領第6条)

数値的判断基準の設定の有無については、入札公告等に明記すること。

【設けない工事の想定】(第6条第3項)

政府調達に関する協定(WTO)の対象となる工事のうち、工事規模が著しく大きく、外国企業の参入が確実と思われる工事など。

(1) 数値的判断基準の算出例

(実施要領第6条第1項第3号)

【算出例】

A 予定価格（税抜き）	27,525,000 円
a1 直接工事費	20,643,000 円
a2 共通仮設費	2,752,500 円
a3 現場管理費	2,752,500 円
a4 一般管理費	1,377,000 円
B 調査基準価格の算出式による価格（税抜き）	25,914,000 円 <u>(千円未満切り捨て)</u>
C 調査基準価格設定率 (B/A) ↓	94.14%

※算出された調査基準価格が上限値を上回るため調査基準価格を上限値で設定

D 調査基準価格（上限値）（税抜き）	25,323,000 円 <u>(千円未満切り捨て)</u>
E 失格基準価格の算出式による額	23,395,000 円 <u>(千円未満切り捨て)</u>



※それぞれの算出式により算出された価格の割合で算出式によらず定めた調査基準価格を按分し、失格基準価格を算出する。

F 按分する割合 (E/B)	0.90 <u>(小数点以下第3位四捨五入)</u>
G 失格基準価格（税抜き）(D×F)	22,790,000 円 <u>(千円未満切り捨て)</u>
H 失格基準価格の算出式により求めた額に対する第5条第1項第二号の規定により定めた額の割合 (G/E) ↓	0.97 <u>(小数点以下第3位切り捨て)</u>

I 数値的判断基準の算出式による額	
(a1×0.9) 直接工事費	18,578,000 円
(a2×0.8) 共通仮設費	2,202,000 円
(a3×0.8) 現場管理費	2,202,000 円
(a4×0.3) 一般管理費	413,000 円
	<u>(千円未満切り捨て)</u>

J 数値的判断基準 (I×H)	
(I1×0.97) 直接工事費	18,020,000 円
(I2×0.97) 共通仮設費	2,135,000 円
(I3×0.97) 現場管理費	2,135,000 円
(I4×0.97) 一般管理費	400,000 円
	<u>(千円未満切り捨て)</u>

3-3 工事成績判断基準の設定（実施要領第6条の2）

工事成績判断基準は、政府調達に関する協定（WTO）の対象工事以外の全ての工事に原則設けるものとする。

ただし、設けない場合は、入札公告等にその旨明記すること。

【設けない工事の想定】（第6条の2第4項）

- 1 高い技術力を持つ県外大手企業のみを入札参加者とする工事。
- 2 特殊な技術等を必要とする工事で入札参加者が10者程度と競争性が他の工事と比べ低い工事。
- 3 設定することによって特定な業者が有利になる工事など、発注者が設定することを適当でないと判断する工事。

4 予定価格調書への調査基準価格等の記載

実施要領第7条に定める予定価格調書は、様式Aを参考にするものとする。

5 入札参加者への周知

入札参加者への周知の徹底を図り、適切な入札を執行するため、「周知事項（低入札価格調査と追跡調査）」を総合評価方式の入札説明書に添付するものとする。

注)

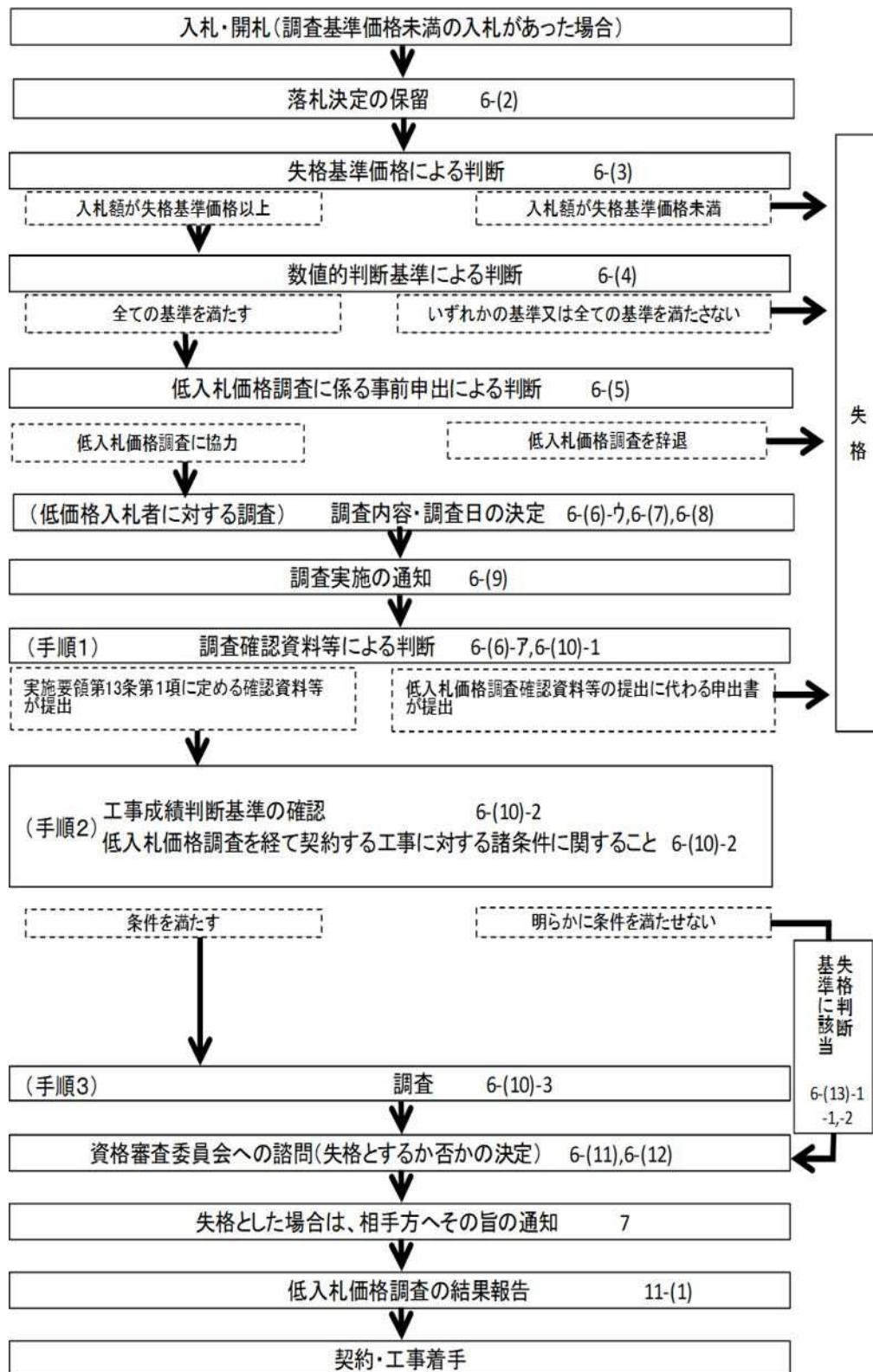
調査基準価格、失格基準価格及び数値的判断基準の算出に当たっては、「最低制限価格等の算出における経費等の取扱い」（平成23年12月22日付け、入企第154号及び平成26年9月12日付け、入第566号）に基づき算出すること。

※特に、機器費の取扱いについては注意

6 低入札価格調査

低入札価格調査は実施要領に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 低入札価格調査の実施フロー



(2) 落札者の保留（実施要領第9条）

入札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者があるときは、落札者の決定を保留する。

(3) 失格基準価格による判断（実施要領第10条）

実施要領第5条で定めた、失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格とする。

(4) 数値的判断基準による判断（実施要領第11条）

実施要領第6条で定めた、数値的判断基準のいずれかを下回る額をもって入札をした者は、第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格とする。

ア 数値的判断基準の確認は、低入札価格調査対象者が入札時に提出した「入札金額見積内訳書の内容」により行うこととする。

イ 再度入札を実施した場合は、その入札の根拠となる入札金額見積内訳書の再提出を求める。

ウ 実施要領第6条第1項の規定により定めたアからエのそれぞれの額を下回るか否かを確認するものとする。（様式第9-2）

(5) 低入札価格調査に係る事前申出の確認（実施要領第13条）

低入札価格調査に係る事前申出書により辞退を申し出た者は、第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格とする。未提出又は未記入等の不備があった場合は、失格とせず第13条の低入札価格調査を実施する。

(6) 低価格入札者に対する調査の手順

下記の順で調査を進めるものとする。

手順 1

調査確認資料等による判断

（実施要領第13条、第15条）

ア 低価格入札者に実施要領第13条第1項に定める調査確認資料等の提出を求め、調査を実施する。ただし、低価格入札者が低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書を提出した場合は、手順2以降の手順は行わずに失格とする。（6-(10)-1参照）

手順 2

工事成績判断基準の確認

低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関する調査

（実施要領第13条第1項第1号、第15号）

イ 実施要領第13条に定める調査のうち、まず第15号の「工事成績判断基準に関すること」を、次に第1号の「低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関すること」を他の調査に先行して行うものとする。

（6-(10)-2参照）

（ア）開札日から開札日の1年前までの間に、低入札価格調査を経て契約した

工事の完成検査日の翌々月の第1日が含まれる工事があるかを確認する。

(様式24)

(イ) 上記(ア)の工事の成績評定が85点以上か未満かを確認する。

※ 工事の成績評定が85点未満の場合は、低入札価格調査で失格となる。

(ウ) 低入札価格調査対象工事（今回の工事）において工事成績判断基準（工事成績85点）と同等以上の工事成績評定が得られないと、その後1年の間、新たな工事（工事成績判断基準を設定した工事に限る。）の低入札価格調査において失格となることを承知しているかを確認する。（様式25）

(イ) WTO 対象工事には工事成績判断基準は設定しないが、WTO 対象工事で85点に満たない場合は、その後の工事で上記の制限を受けることを承知しているかを確認する。

(カ) 工事成績判断基準によって失格となる場合や低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件を明らかに満足することができない場合は手順3の調査は行わない。（6-(13)-1 参照）

手順 3

低価格入札者に対する調査

（実施要領第13条）

ウ 実施要領第13条第1項第2号から第17号に定める調査（6-(10)-3参照）

(7) 調査方法及び日数

- ア 提出された資料に基づきヒアリングにより確認を行うものとする。
- イ ヒアリングは必要に応じ複数回開催できるものとする。
- ウ ヒアリングは複数名で対応するものとする。
- エ 実施要領第14条に定める日数「原則として前条第3項の通知日の翌日から起算して、14日以内に・・・決定し通知するものとする。」の通知日とは、第1順位者に対する調査実施を通知した日とする。

(8) 調査日の決定（実施要領第13条）

低価格入札者に対する調査については、低価格入札者に対する調査実施を通知した日の翌日から起算して5日以内とする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。

(9) 調査実施の通知

調査に当たっては、様式6により低価格入札者に通知するものとする。このとき、様式6添付資料、様式27（低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書）を添付するものとする。

※ 第1順位者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値、総合評価点などを勘案して、複数の低価格入札者に対し調査を並行して実施できる。

(10) 低価格入札者に対する調査の実施（実施要領第13条）

実施要領第13条に定める低価格入札者に対する調査において提出を求める資料及び確認内容は別表1を標準とする。

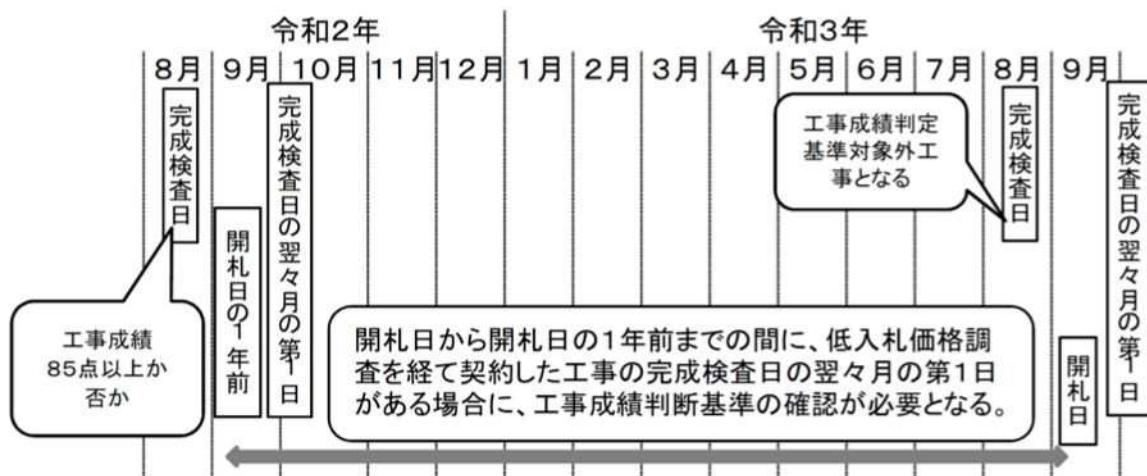
(10)-1 調査確認資料等の確認（実施要領第13条）

- ア 低価格入札者が様式27（低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書）を提出した場合は、第13条に定める低価格入札者に対する調査を実施せず失格とする。
- イ 低入札価格調査確認資料等の提出後の訂正や修正、再提出や追加提出等は原則認めないこととする。ただし、発注者がそれらを求める場合は除く。

(10)-2 工事成績判断基準の確認及び低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関する調査（実施要領第13条第1項第1号、15号）

- ア 工事成績判断基準の確認（様式24、様式25）

実施要領第6条の2第1項に定める工事成績判断基準（工事成績85点）によって低価格入札者が失格に該当するか否かを確認する。



(7) 実施要領第6条の2第1項に定める工事成績判断基準（工事成績85点）によって低価格入札者が失格に該当するか否かを確認する。

- (1) 開札日から開札日の1年前までの間に、低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査日の翌々月の第1日がある場合に確認が必要となる。
- (2) 上記の期間に低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査日の翌々月の第1日が複数ある場合は、成績評定が最も低い工事について工事成績判断基準の確認を行う。

※ 過去1年間とは1年前の同月同日とする。

ただし開札日が2月29日の場合の1年前は2月28日とする。

- (1) 工事成績判断基準の確認は、様式24「工事成績判断基準に関する報告書」で確認する。

ただし、発注課所が「工事成績判断基準に関する報告書」に明らかに虚偽があると判断する場合には失格とすることができます。

- (2) 契約後に、「工事成績判断基準に関する報告書」に虚偽があることが判明した場合は、入札参加停止等の措置要綱の規定により入札参加の停止の対象となる。また契約約款の規定により契約解除、違約金の対象となる場合もある。

- イ 技術者の配置計画（様式7）

実施要領第17条第1項第2号から第4号に定める技術者の配置は可能か、配置予定技術者の資格や手持ち工事の状況等の諸条件を確認する。

※調査結果による判断は、6-(13)-1-2を参照

(ア)主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）は請負代金の額にかかわらず専任で配置できるか。

- ・低入札価格調査を経て契約する工事は、建設管理課所管の「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取り扱い要領」で専任の主任技術者の兼務を認めない工事となっている。

注) 監理技術者等は現場代理人と兼務はできない。(第2号)

- (イ)追加技術者を専任で配置できるか。

注) 追加技術者は現場代理人と兼務はできない。(第4号)

- (ウ)追加技術者は必要な資格等の条件を満足しているか。

資格証の写し、現在の工事の従事状況及び終了時期等の確認。

(8-(3)参照)

※ 低価格入札者に対する調査以降に配置技術者が変更になっても差し支えない。

但し、総合評価方式における配置予定技術者に関する場合は、この限りではない。

注) 現場代理人について

現場代理人の常駐規定の緩和（一定条件を満たす2つの工事等の兼務を認める）は、低入札価格調査を経て契約する工事では、適用されない。（入第383号令和3年7月13日）

※ 技術者の配置計画の確認に併せ配置予定の現場代理人についても確認するものとする。なお、追加技術者と現場代理人の兼務は認めない。（実施要領第17条第1項第4号）

ウ 契約保証金の額（様式23）

実施要領第17条第1項第5号に定める契約保証金（請負代金額の10分の3）の納付等は可能であることを確認する。

(10)-3 調査項目

ア 入札金額の決定理由（様式8）

(ア)入札金額見積内訳書、代価表等の積み上げにより入札金額が決定されているか。

(イ)入札金額見積内訳書の直接工事費において、計上されている工種毎の金額が県積算に比べ著しく低い場合は、その額で適切な履行を可能とする数値的根拠。

a 労務・材料等の単価の設定根拠

b 作業効率（作業歩掛り）等の設定根拠（考え方など）など

※ 著しく低いとは、入札時に提出された「入札金額見積内訳書の内容」を確認し、県積算の80%を下回る工種とする。

・発注課所は、当該工種について調査対象者へ、その額で可能となる根拠を示すよう、様式6（低入札価格調査の実施について）で明記する。

・この時、当該工種の額が県積算に対して概ね〇〇%下回っていることを示すこととする。

数値的根拠の記入例)

- ・資材等の取引先との過去の実績により〇〇円／tで購入でき、その結果〇〇円が縮減できる。
- ・安価な時期に調達した手持ち資材（〇〇円／t）を活用することにより、〇〇円縮減できる。
- ・自社保有機械を使用することによりリース代〇〇円を縮減できる。
- ・工事現場が自社倉庫と近距離にあるため、通信交通、資材運搬費等を〇〇円縮減できる。
- ・〇〇で作業の効率化を図り、△△日の工期の短縮が可能となり、結果××に係る経費〇〇円が縮減できる。（歩掛りに関するもの）
- ・〇〇標準積算基準をもとに直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の積み上げを行い算出した。
- ・弊社実績及び下請けからの見積をもとに直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の積み上げを行い算出した。など

(ウ) 上記(イ)の他、下記「入札金額見積内訳書の内容」の調査において代価表等で積み上げられている労務・材料等の単価が県単価や物価版等の単価に比べ著しく低い場合は、その額で適切な履行を可能とする数値的根拠。（上記の例を参照）

※ 著しく低いとは、県単価や物価版等の単価の80%を下回る額とする。

注) 労務単価は、最低賃金法に定める最低賃金以上か確認する。

（最低賃金は埼玉県のHPで確認）

(I) 下記ウからコ及びセ（実施要領第13条第1項第4号から11号及び17号）の内容が入札金額の決定理由にかかる場合は、それぞれの資料（様式）により、具体的な理由や数値根拠等を求ることとする。

イ 入札金額見積内訳書の内容（様式9-1及び代価表等）

上記ア（入札金額の決定理由）との関係に注意し、内容を調査する。

(ア) 代価表などにより積み上げられているか。

(イ) 積み上げられている材料等の仕様、数量、単価等に違算はないか。

(ウ) 各経費において必要な費用（積み上げ分を含む）が計上されているか。
(別表3参照)

a 共通仮設費

b 現場管理費

c 一般管理費等

※数値的判断基準以上の額が計上されていても確認する。

※ 各経費の積み上げにおいて不足がある場合は、その具体的な理由や数値的根拠を求める。

例) 一般管理費等において、本社従業員等の給与に相当する額が計上されていない場合、他工事や関連事業による収入で補うなど、数値的根拠をもとに具体的な理由を求めるものとする。

(I) 下請けを予定している工種等の金額は、下記ウ（下請予定の状況）と整合しているか。

(オ) 調達資材等の数量・単価等は、下記ウ（下請予定の状況）と整合しているか。

(カ) 下請代金には各経費における必要な細目が計上されているか。

注) 入札時に提出された「入札金額見積内訳書」の変更は、認められない。

（下請予定金額の情報を追加するのみ）

- ※ 様式9-1の直接工事費の欄の「うち下請予定金額(円)」は下請業者との契約金額でなく下請契約金額から諸経費を除いた直接工事費に相当する金額を記入する。
下請業者との契約金額の諸経費分については、共通仮設費や現場管理費に計上する。
ただし、営繕積算方式に基づいた工事においては、「下請予定金額(円)」は、下請経費を含めた下請契約金額を記入すること。
- ※ 説明資料等において費目間流用することで、決定理由を正当化することは認めない。

ウ 下請予定の状況（様式10及び代価表等）

- (ア) 下請業者、資材購入先、機械リース元が具体的に予定されているか。
- (イ) 予定する下請業者、資材購入先、機械リース元等からの見積書等の金額が正しく反映されているか。
- (ウ) 下請代金及び工事内容等は妥当であるか。

下請業者や資材購入先からの見積書など、その根拠が示せない場合（下請等が決定していない場合）は、過去の同種工事の下請け実績及びその請負代金、資材等の取引伝票等から妥当な金額か（過去1年以内のものに限る）。あるいは、県積算に比較して妥当な金額であるか確認する。

エ 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況（様式11）

入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「手持ち工事の資材保管場所が近距離にあることから資機材等を共同調達することにより工事費が縮減できる」など、手持ち工事の状況による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。（入札金額の決定理由の根拠資料）

オ 同種・類似の手持ち工事の状況（様式12）

入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「同種・類似の手持ち工事があることから資機材等を共同調達することにより工事費が縮減できる」など、手持ち工事の状況による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。（入札金額の決定理由の根拠資料）

この場合の同種・類似とは発注機関の長の判断によるものとする。

カ 入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的関係（様式13）

入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「営業所や倉庫等が近距離にあることから通信交通費、資材等の運搬費を縮減できる」など、地理的関係による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。

（入札金額の決定理由の根拠資料）

キ 手持ち資材の状況（様式14）

入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「安価な時期に調達した手持ちの資材を活用することにより工事費を縮減できる」など、手持ち資材の状況による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。

（入札金額の決定理由の根拠資料）

ク 手持ち機械の状況（様式15）

入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「自社保有機械を使用することによりリースに係る費用を縮減できる」など、手持ち機械の状況による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。

（入札金額の決定理由の根拠資料）

ケ 資材購入予定先一覧・機械リース元一覧

（様式16-1, 様式16-2）

入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「資材購入先又は

機械のリース元との取引実績等により安価で購入等ができる」など、資材等の購入先による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。

(入札金額の決定理由の根拠資料)

- (ア) 購入予定先からの見積書等の金額が正しく反映されているか。
 - (イ) 見積書等が示せない場合、過去の取引実績等、その金額で購入可能となる根拠を確認する。(過去1年以内のものに限る)
 - (ウ) 自社製品の活用を予定している場合。
 - ア 自社で製造していること、当該資材が品質確保に必要な規格水準を満たすこと。
 - イ 当該製品を第三者と取引した販売実績及びその単価(過去1年以内のものに限る。)
- 労務者の確保計画(様式17)
- 入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書において、「下請等の協力により工事費を縮減できる」など、労務単価等による縮減要素が盛り込まれている場合に確認する。(入札金額の決定理由の根拠資料)
- (ア) 労務者の調達計画と代価表等の積算根拠に不整合はないか。
 - (イ) 自社労務者を充てるのか下請業者により労務者を確保しているのか。
 - (ウ) 労務単価は最低賃金法の最低賃金以上か。(埼玉県HP等で最低賃金を確認)

(注) 代価表等に積み上げられている労務単価が県単価の80%を下回る場合は、縮減理由の根拠の如何に係わらず提出を求める。

サ 過去に施工した公共工事(同種・類似)の実績(様式任意)

同種・類似工事の実績から施工技術を有しているかを判断する。

また、工事実績において民間工事を対象とすることもできる。

なお、実績が入札参加条件に指定されている場合は対象外とすることができる。(当該年度及び前年度を対象とする。代表的な工事の契約書等の写しの添付を求め、他の工事は一覧表として求める。)

シ 過去に施工した公共工事(同種・類似)の成績(様式任意)

上記サで施工実績にあげている工事の品質等の評定は十分であるか。

なお、成績が著しく低い場合は、品質確保のためどのような改善措置をとる予定か。(当該年度及び前年度を対象とする。)

※ 著しく低いとは、工事成績評定点70点未満とする。

(当該年度及び前年度の全ての同種、類似工事のうち最も低い成績)

ス 下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況(様式任意)

直近に完了している下請を伴う工事を1件以上を選定し下請代金等が適正に支払われているか確認する。

- (ア) 下請契約書、注文書等に定める代金が支払われているか、領収書や振込証明書等の写しの提出を求め確認する。
- (イ) 支払い方法や支払時期は適切か、別表4「追跡調査確認事項チェックリスト」を参照し確認する。

セ その他必要な事項

その他、入札金額の決定理由の根拠として必要となる資料等、上記項目等

の調査過程で確認の必要性が生じた事項について、追加資料等をもとめ内容を確認するものとする。(様式任意)

ソ 社会保険等への加入状況の確認(様式26-1、26-3)

(ア) 低価格入札者及び一次下請(予定)業者の社会保険等の加入状況について様式26-1「社会保険等への加入状況通知書」及び建設業法に基づく経営事項審査結果通知書の写し(ただし、経営事項審査を受けていない一次下請(予定)業者を除く。)等の提出を求め、社会保険等への加入状況を確認する。

ただし、入札参加資格に社会保険等加入を設けている入札の一般競争入札(標準型)又は一般競争入札(事後審査型)において低価格入札者に対する調査と入札参加資格審査を同時に行う場合は、入札参加資格審査の社会保険等への加入状況確認を低価格入札者に対する調査の社会保険等の加入状況確認に代えることができる。

(イ) 共同企業体の場合は、各構成員の社会保険等の加入状況を確認する。

(ウ) 一次下請業者が未定の場合は、その旨を様式26-1に明記させる。

(エ) 一次下請業者が未定の場合は、契約後に様式26-2の提出を求め、一次下請業者が社会保険等に加入していることを確認する。

(オ) 契約後に受注者又は一次下請業者の社会保険等への未加入が判明した場合は、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱により入札参加停止等の措置を行う場合がある。

このため、埼玉県の契約に係る入札参加停止等審査会要綱第10条の規定に基づき、工事事故等発生報告書(様式第1号)を契約局長(入札審査課)に提出すること。

(カ) 社会保険等への加入が法令によって適用除外になっている者は、様式26-3「社会保険等の適用除外に関する誓約書」の提出を求める。

(キ) 下請契約については、「14 下請契約Q&A」を参照すること。

(11) 所管部局長等への調査結果の報告(実施要領第13条)

実施要領第13条第4項の報告に当たって、発注機関の長は低価格入札者が調査の結果、適切な履行が可能と判断するか否かの所見及び数値的判断を行った根拠を添えて報告するものとする。(資格審査委員会で指定している様式または任意の様式)

なお、所管部局長等とは、実施要領第15条における資格審査委員会が設置されている部局の長あるいは発注機関の長を言う。

(12) 低価格入札者を失格とするか否かの決定(実施要領第15条)

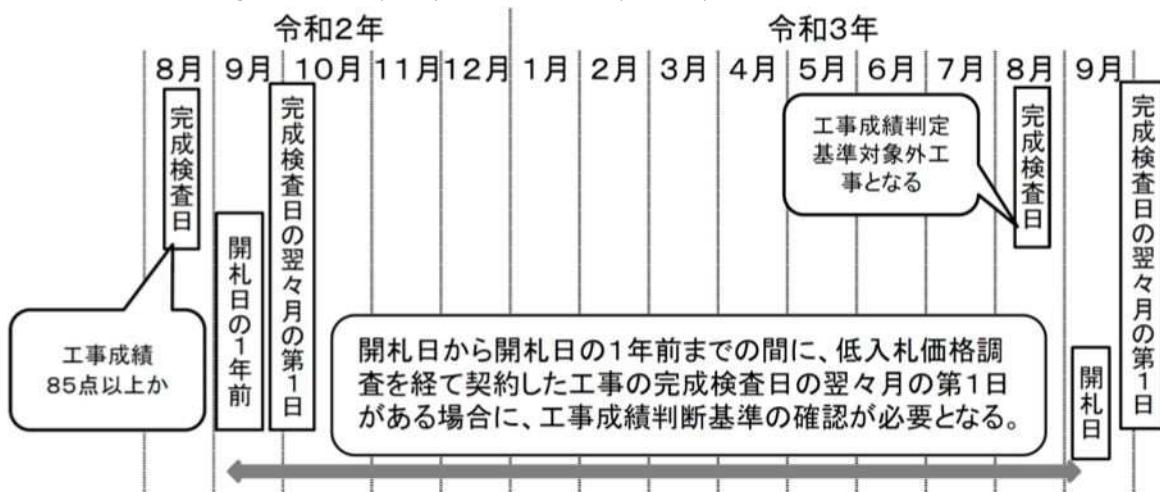
上記6-(11)の報告に当たっての所見等は、下記6-(13)「失格判断基準」を参考にすること。

(13) 失格判断基準

低入札価格調査の結果、実施要領第10条に定める「失格基準価格による失格」及び実施要領第11条に定める「数値的判断基準による失格」、「低入札価格調査に係る事前申出書により辞退を申し出たとき」、「低入札価格調査確認資料等の提出に代わる申出書を提出したとき」、「低入札価格調査に応じないとき」、又は「求められた資料を指定された期日までに提出しないとき」以外

で、下記に該当する場合は資格審査委員会に諮ったうえで、失格とする。

(13)-1-1 工事成績判断基準における失格判断（実施要領第15条第3項）



- ア 開札日から開札日の1年前（1年前の同月同日、ただし開札日が2月29日の場合には1年前の2月28日とする。）の間に、低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査日の翌々月の第1日があり、その完成検査の工事成績評定が85点未満だった場合は、失格（低入札価格調査の結果失格扱い）とする。
- イ 開札日から開札日の1年前の間に、低入札価格調査を経て契約した工事の完成検査の翌々月の第1日が複数ある場合は、成績評定が最も低い工事を対象に判断する。
- ウ 確認対象工事は上記期間内に完成検査日の翌々月の第1日がある低入札価格調査を経て埼玉県（知事部局、企業局、下水道局などすべての発注機関を含む）と契約した工事とする。

(13)-1-2 低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の確認における失格判断基準（実施要領第17条）

実施要領第17条「低入札価格調査を経て契約する工事」に定める第1項第2号から第5号までの条件を満足することができるか確認し、明らかに条件を満足することができない場合は、失格（低入札調査の結果失格扱い）とする。

- ア 主任（監理）技術者を専任で配置できない。（第2号）
 - ・低入札価格調査を経て契約する工事は、建設管理課所管の「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取り扱い要領」で専任の主任技術者の兼務を認めない工事となっている。

注) 監理技術者等は現場代理人と兼務はできない。

- イ 追加技術者を専任で配置できない。（第3号及び第4号）

注) 追加技術者は現場代理人と兼務はできない。

- ウ 契約保証金の納付等が明らかに行えない。（第5号）

注) 一抜け工事の場合

一抜け工事（入札参加資格で技術者要件が同じ一抜けに限る）で追加技術者を開札順位1位の工事で配置できないとした場合は、次順位以降の開札工事においても同様に判断する。

また、契約保証金の納付等については、請負予定代金の額で判断する場合もある。（開札順位1の額では困難であるが規模の小さい開札順位2なら納付が可能である等）この場合は、根拠資料の提出を求める。（保証事業会社の承諾書等）

(13)-2 調査における失格判断基準

- ア 入札金額の決定理由において適切な履行を可能とする具体的な理由、数値的根拠等が示せない。
- イ 入札金額見積内訳書及び代価表などに積み上げられている数量及び仕様等が発注者が示す内容を満足していない。
ただし、その数量及び仕様等の妥当性が確認でき、かつ、適切な履行が可能と判断した場合は、この限りではない。
- ウ 内訳書等に記載された単価、金額等について具体的かつ合理的な根拠が示せない。

例)

- (ア) 下請や資材購入先等からの見積書等で根拠が示せない。
- (イ) 下請や資材購入先等からの見積書等を独自に査定しているが、査定の根拠の妥当性が示せない。（下請等の合意が確認できない。）
- (ウ) 過去の取引等と比較して単価、金額等の妥当性が示せない。
(上記(ア)の見積書等が示せない場合や(イ)の妥当性として。) など

エ 数量、金額等の違算により工事の履行が明らかに困難な場合。

オ 数値的判断基準(6-(4))で失格には該当しないが、必要な経費（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）が適切に計上されていないため、品質管理や安全管理等、適切な履行に支障をきたすことが明らかな場合。

例)

- ・特定の場所に交通誘導員を配置すべきことを仕様書等で示したにもかかわらず、交通誘導員が計上されていない。 など

カ 労働者の具体的調達見通しを求めたところ、労務単価が最低賃金法に抵触する場合。

キ 提出を求めた資料が提出期限までに提出されない、又は提出されたが判断に必要な情報が満たされていないため、調査が完了できない。
(追加資料についても同様とする。)

ク 低入札価格調査対象者又は一次下請（予定）業者が法令により社会保険等に加入すべき者であるにも関わらず社会保険等に未加入の場合。

(13)-3 その他の調査項目の調査結果による失格判断

- ア その他の調査項目の調査については、その結果を総合的に判断するものと

する。

イ 調査の結果、その内容が著しく不適切であり、このまま契約すると当該工事の適正な履行が困難であると判断されるものについては、失格とすることができる。

【その他の判断材料としての例】

- ・6-(10)-4コにおいて、労務単価が著しく低く、その額が最低賃金法に抵触するおそれがある場合。
- ・6-(10)-4-シにおいて、著しく低い成績である場合において、品質確保のための是正措置が講じられていない場合。
- ・6-(10)-4-スにおいて、支払遅延、不払い等の不適切な事項が確認された場合。
- ・その他必要な事項において疑義が生じた場合。 など

7 調査結果の相手方への通知（実施要領第16条）

実施要領第16条に定める相手方への通知については、次に定めるところによるものとする。

(1) 通知の方法

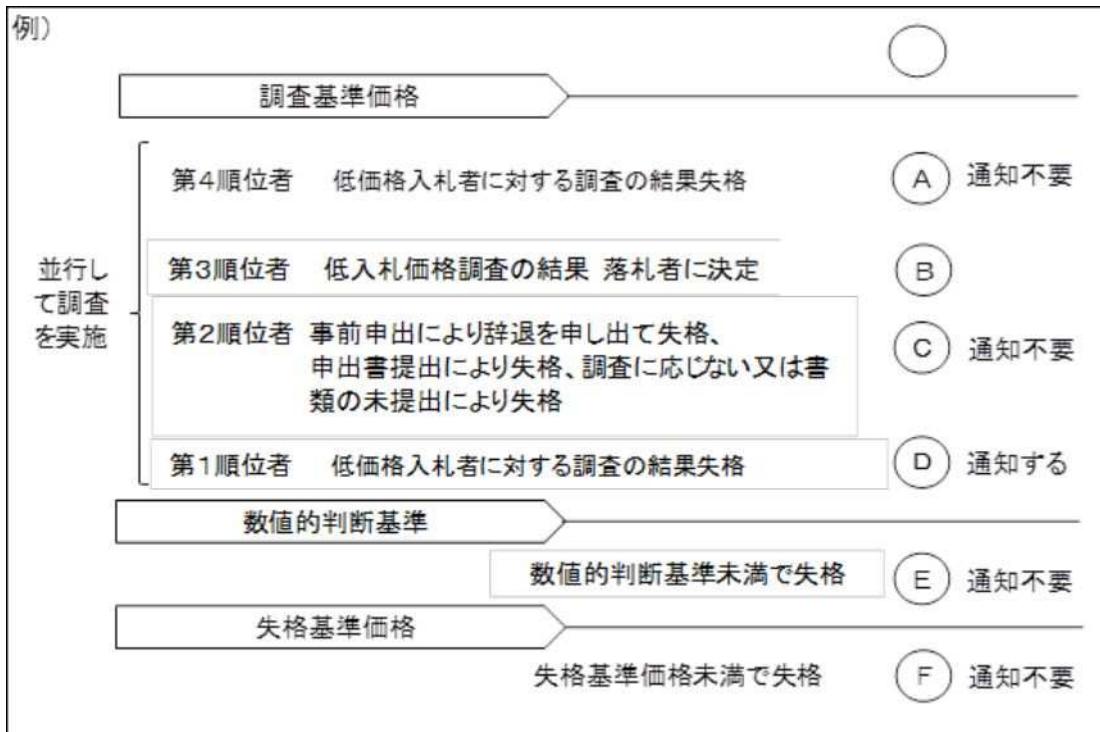
失格とした場合の相手方への通知は様式1によるものとする。

(2) 通知の対象者

第1順位者に加え第2順位者も失格とした場合は、第1順位者と同様に第2順位者にも通知するものとする。なお、第3順位者以降該当する場合は、同様の扱いとする。

※ 低価格入札者に対する調査（ただし書きによる場合を除く）の結果、失格となった者に通知する。

例)



F者 失格基準価格未満で失格したので失格した旨の通知は不要

E者 数値的判断基準で失格したので失格した旨の通知は不要。

D者 低価格入札者に対する調査の結果失格したので失格した旨の通知をする。

C者 申出書提出により失格したので通知は不要。

B者 落札者

A者 失格に該当するが前順位者(第3順位者)のB者が落札者となったため、失格か否かの決定は要さない。従って、失格した旨の通知は不要。

※ A者は、情報公開システムの摘要欄への該当基準(12参照)の記述も行わない。

(3) 通知の時期

他の者が落札者として決定した後、又は入札が不成立となった後、直ちに対象となる相手方へ通知するものとする。

(4) 苦情申し立て

通知に当たっては、「埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領」に基づき苦情を申し立てることができる旨を記載すること。(政府調達に関する協定の適用を受ける工事は除く)

【埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領】

この結果通知は、要領第5条第1項5号及び同要領別表1に定める、「落札者としない旨の通知」に該当するものであること。(政府調達に関する協定の対象工事は除く。)

8 低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定

(実施要領第17条)

(1) 追跡調査（第1号）

下請業者、資材購入先等との関係において適正な履行がなされているか追跡調査（実施要領第18条）を実施するものとする。

(2) 監理技術者等の専任（第2号）

建設業法上の監理技術者等は請負代金にかかわらず専任とする。

- ・低入札価格調査を経て契約する工事は、建設管理課所管の「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取り扱い要領」で専任の主任技術者の兼務を認めない工事となっている。また、主任（監理）技術者は現場代理人との兼務は認めない。

(3) 追加技術者の配置（第3号及び第4号）

建設業法上の監理技術者等とは別に技術者1人を専任で配置するものとする。

但し、共同企業体については、代表構成員（主に施工管理をつかさどる者）のみ追加技術者を求めることとする。

ア 追加技術者の要件

- (ア) 現場代理人との兼務は認めない。（第4号）
- (イ) 請負者と直接的かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者。
- (ウ) 入札参加資格の技術者の要件と同等の者

ただし、工事実績及び総合評価方式において指定された評価項目の評価基準に関するものは除く。

イ 追加技術者の役割

監理技術者等を補助し、工事品質の確保等に努める。（第4号）

ウ 追加技術者の変更

配置した追加技術者の変更については、監理技術者等の変更と同等に扱うものとする。

エ 追加技術者の確認

- (ア) 現場代理人等通知書にて確認（様式B）する。

オ コリンズ登録

追加技術者は工事期間中コリンズに主任（監理）技術者として建設業法上の技術者と同様に受注時に登録し、竣工登録処理前に訂正登録により、その登録を削除するものとする。

なお、適切に削除されているか追跡調査（実施要領第18条）にて確認する。

※ 登録を削除するのは、下記才を確実にするため。

才 追加技術者の工事実績

当該工事に従事したことによる実績は、以後の入札等において実績としては評価しない。

専任の期間等)

監理技術者等及び追加技術者の専任を要する期間は、「監理技術者制度運用マニュアル」による。ただし、工場製作が含まれる工事では工場製作期間は、追加技術者の配置は必要としない。

また、工場製作工のみで契約する工事では、追加技術者の配置は必要としない。

(4) 契約保証金の額（第5号）

建設工事標準請負契約約款第4条第2項に定める契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

(5) 前金払いの額（第6号）

前金払いの額は請負代金額の10分の2以内とする。

(6) 違約金の額（第7号）

建設工事標準請負契約約款第54条第2項に定める違約金の額は請負代金額の10分の3とする。

(7) 契約不適合責任期間（第8号）

建設工事標準請負契約約款第56条第1項に定める契約不適合責任期間は、引渡しを受けた日から4年とする。

(8) 追加技術者等の通知（様式B）

実施要領第17条に定める追加技術者等（現場代理人及び監理技術者等を含む）の通知は、様式Bによる。

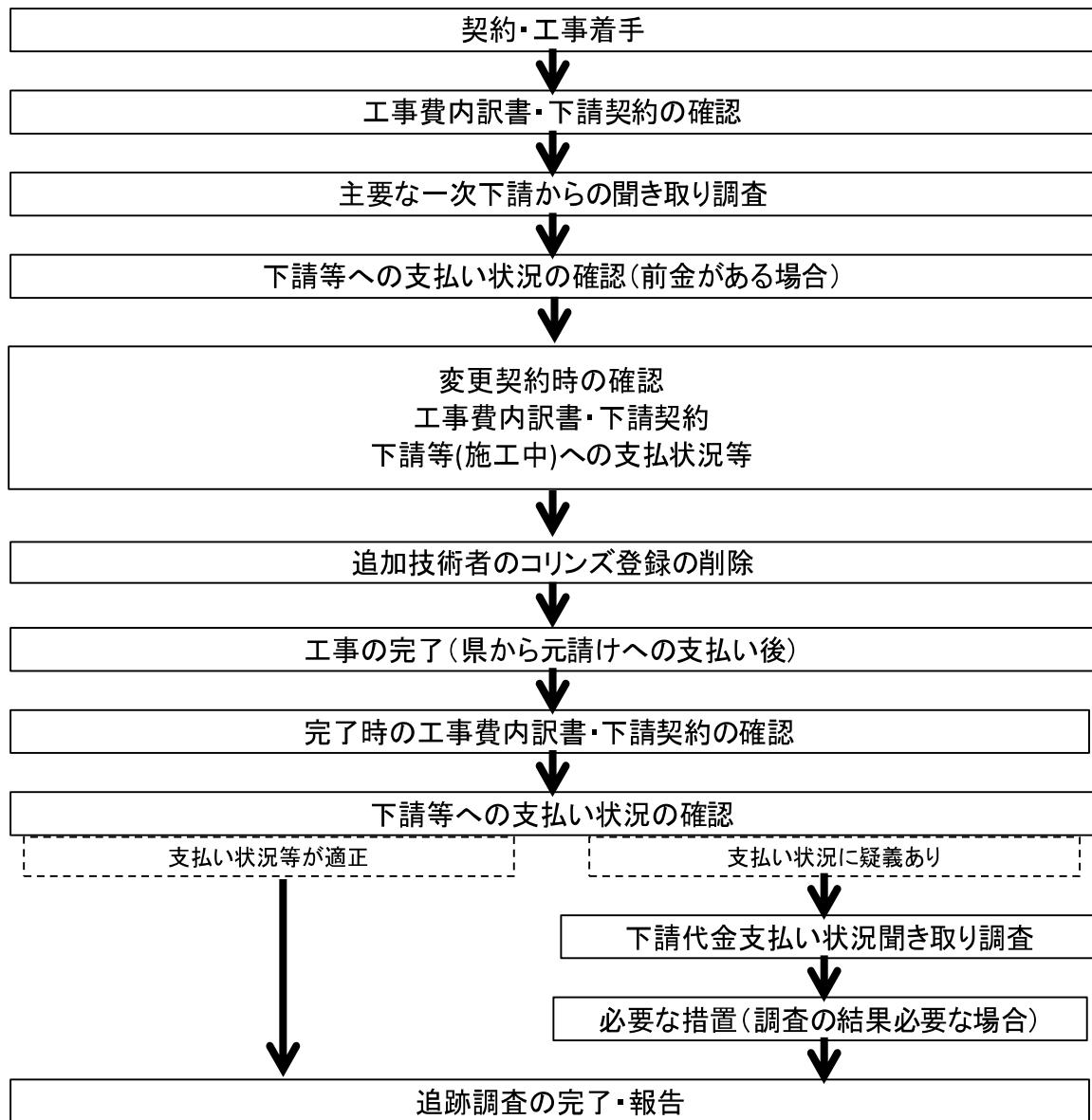
また、追加技術者等の専任の確認についても「技術者専任等確認実施要領」に倣って行うものとする。

- 注) 1 契約後、追加技術者等の配置が困難となった場合は、入札参加停止等の措置要綱の規定により入札参加停止の対象となる。また、契約約款の規定による契約の解除、違約金の徴収の対象となる場合もある。
- 2 契約時に契約保証金の納付等が困難となった場合は、契約の辞退とし入札参加停止等の措置要綱の規定により入札参加停止の対象となる。

9 追跡調査（実施要領第18条）

低入札価格調査を経て契約した工事に対する実施要領第18条に定める追跡調査の実施方法は実施要領に定めるもののほか、次によるものとする。

（1）追跡調査の実施フロー



(2) 追跡調査の時期及び調査内容

追跡調査の実施時期及び調査内容は、別表2によるものとし、工事の着手時（下請契約締結後）、施工中（契約変更後）、完了後（請負代金の精算後）等、契約の状況等を踏まえ決定するものとする。

・着手時（前金後）とは

下請け契約の締結後、及び前払い金を受領し、下請等へ必要経費を支払った後

・施工中（変更時）とは

契約の変更締結後（契約変更がある場合）及び、部分払い金等、工期の途中で代金の一部を受領し、下請等へ必要経費を支払った後

・完了後（精算時）とは

請負代金の残額を受領し、下請等へ代金残額等を支払った後

(3) 受注者への周知

契約締結時、受注者に対し、調査内容、提出書類及び提出時期について「追跡調査の実施について（受注者用）」において周知徹底を図る。

(4) 追跡調査の実施（実施要領第18条）

追跡調査において提出を求める資料及び確認内容は別表2を標準とする。

※下請等には工事の下請業者のほか、資機材等の納入業者、重機のリース会社等を含む。

ア 工事費内訳書（比較表）の確認（様式18）

着手時、変更時、精算時ごとの内訳書を比較確認し発注者との契約内容が下請工事に適切に反映されているか。又下記ウとの整合が図られているか確認するものとする。

(ア) 着手時

低価格入札者に対する調査時の入札金額見積内訳書と乖離はないか。乖離がある場合、下請業者等との契約内容等が適切に反映されているか、又その理由及び数値的根拠はどうか。

(イ) 施工中（変更時）

発注者との契約変更が適切に反映されているか。ただし、契約変更がない場合は確認を要さない。

(ウ) 完了後（精算時）

精算時の内訳書は、それ以前の内訳書（着手時、変更時）と乖離があるか。乖離がある場合その内容と理由は明確か、又その理由及び数値的根拠はどうか。

イ 下請等契約の締結状況（様式19、様式19-1～様式19-3）

着手時（下請契約締結後）に下請業者等一覧表（着手時）、下請契約書の写し等により次の事項を確認するものとする。

(ア) 現場着手前に必要事項を記載した書面による契約が締結されているか。

(イ) 下請業者の施工範囲は明確となっているか。

(ウ) 下請工事の工事内容及び請負代金、資材購入計画等が低価格入札者に対する調査時に提出された下請予定業者一覧表等に記載された内容と乖離

はないか。

乖離がある場合、下請業者等との契約内容等が適切に反映されているなど、その内容は適切か。

- (I) 1次下請業者等に様式19-1から様式19-3の提出を求め、下請等の契約金額の決定方法や元請業者からの不当なしわ寄せの有無等を調査する。

ウ 主要な一次下請からの聞き取り調査（実施要領第18条第3項）（様式20）

- (ア) 発注課所長は、着手時（下請契約締結後）に当該工事の一次下請業者社を選定し、下請契約の締結状況の適切性を確認するため、下請業者に直接聞き取り調査を行うものとする。
- a 下請工事の内容や請負代金は元下合意のうえ決定し、書面により契約を交わしたか。
 - b 不当なしわ寄せはなかったか。
- (イ) 聞き取り調査に根拠資料等が必要な場合は、その提出を求めるものとする。また、必要に応じ契約書等の原本の提示を求め確認するものとする。

注) 聞き取り調査では、元請業者の同席は認めない。

エ 変更時及び精算時の下請契約等の締結状況（様式19、様式19-1～様式19-3）

契約の変更があった場合、その内容が下請契約等に適切に反映されているか下請業者等一覧表（変更時）、下請契約書（変更）の写し等により次の事項を確認するものとする。

また、精算時においても同様に確認するものとする。

- (ア) 発注者との契約変更が下請変更契約等に適切に反映されているか。
- (イ) 変更部分の工事の現場着手前に書面による契約変更の締結等、適切な対応がされているか。
- (ウ) 新たに下請が追加された場合、その内容は適切か。
- (オ) 完了後（精算時）の下請契約等に変更はないか。ある場合は、その内容は適切か。
- (カ) 県と元請業者との契約変更に伴う下請工事等の変更に係る部分について、1次下請業者等に様式19-1から様式19-3の提出を求め、下請等の契約金額の決定方法や元請業者からの不当なしわ寄せの有無等を調査する。

オ 下請等代金の支払い状況（様式21、様式21-1～様式21-3）

精算時のほか、前払い金、中間前払金、部分払い等がある場合は、下請業者等に適切な支払いがなされているか、下請等の契約条件等を参考に適時確認するものとする。

- (ア) 下請契約書等にもとづき適切に支払われているか。

- (イ) 1次下請業者等に様式21-1から様式21-3の提出を求め、下請等の契約金額の支払いが適切に行われたかを確認する。

様式19-1から様式19-3で確認した契約金額が、元請業者から1次下請業者等へ適切に支払われているかを様式21-1から様式21-3で確認する。

1次下請業者等から、様式21-1から様式21-3の提出があった場合は、元請業者からの1次下請業者等への銀行振り込み完了などを示す資料や1次下請業者等からの契約代金を領収した資料(領収書等)の提出を求めない。

(ウ) 支払い時期および支払い方法は適切か。

別表4「追跡調査確認事項チェックリスト」を参照し確認する。

力 下請等代金支払い状況等聞き取り調査(実施要領第18条第2項)(様式22)

(ア) 発注課所長は追跡調査において疑義がある又は直接確認する必要があると判断した場合は、元請業者及び下請業者等に直接聞き取り調査を行うものとする。この場合、下請業者等からの調査を先に実施することを原則とする。

(イ) 聞き取り調査を行う場合には、様式22に基づき行うものとし、聞き取り調査による総合所見を様式に記載するものとする。

(ウ) 聞き取り調査に根拠資料等が必要な場合は、その提出を求めるものとする。また、必要に応じ契約書等の原本の提示を求め確認するものとする。

キ 低価格入札者に対する調査の時点で一次下請業者が未定だった場合

(様式26-2、26-3)

(ア) 契約後に、一次下請業者の社会保険等の加入状況を調査する。

(イ) 契約後に受注者又は一次下請業者の社会保険等への未加入が判明した場合は、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱により入札参加停止等の措置を行う場合がある。

このため、埼玉県の契約に係る入札参加停止等審査会要綱第10条の規定に基づき、工事事故等発生報告書(様式第1号)を契約局長(入札審査課)に提出すること。

(ウ) 上記(ア)は、一次下請け業者が確定後に速やかに行う。

(エ) 下請契約については、「14 下請契約Q&A」を参照すること。

ク その他必要な事項

上記の調査過程で確認の必要が生じた事項について、追加資料等をもとめ内容を確認するものとする。

(注) 下請業者の聞き取り調査では、元請業者の同席は認めない。

(5) 適正な支払い等がなされない場合の措置(実施要領第19条)

ア 元請業者に対する指導

上記9-(4)の追跡調査の結果、是正が必要と判断したものについては、実施要領第19条第2項による指導を行うものとする。

イ 建設業法に基づく必要な措置

上記アによっても是正されない場合は、建設業法に基づき必要な措置をとることとなる。※関係部局との協議による。

(6) その他

追跡調査に当たっては、別表4「追跡調査確認事項チェックリスト」を参照し建設業法等の関係法令に適合した正しい措置がなされているか確認する。

10 追加技術者のコリンズ登録の削除

竣工登録処理前に訂正登録により、その登録が削除されているか確認する。

※ 追加技術者は工事期間中コリンズに監理技術者等として建設業法上の技術者と同様に受注時に登録することとしている。

ただし、追加技術者の当該工事における実績は以後の入札において評価しないこととしているため、登録削除が必要となる。

11 調査結果の報告（実施要領第20条）

実施要領第20条に定める総務部契約局長に行う報告事項および方法は次のとおりとする。

(1) 低価格入札者を落札者とするか否かについて

実施要領第15条により、失格とするか否かを決定した場合は、その決定事項を報告するものとする。

報告に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- ア 報告書（様式2）
- イ 低入札価格調査の結果（様式5）
- ウ 技術者の配置計画（様式7）
- エ 入札金額の決定理由（様式8）
- オ 入札金額見積内訳書（比較表）（様式9-2）
- カ 下請予定業者等一覧表（様式10）
- キ 入札結果表（埼玉県総合評価方式実施マニュアル様式1-5）
- ク 工事成績判断基準に関する報告書（様式24）
- ケ 社会保険等への加入状況通知書（様式26-1）
- コ その他必要な資料

※ 実施要領第5条及び10条の失格基準価格を下回ったことにより失格とした場合は、報告を要さない。

※ 発注者都合で入札を取止めた場合は、報告を要さない。

(2) 追跡調査（主要な一次下請からの聞き取り結果）について

実施要領第18条に定める追跡調査のうち、着手時に行う下請からの聞き取り調査（上記、9-(4)-ウ）が完了した場合は、その結果を報告するものとする。

報告に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- ア 報告書（様式3）
- イ 主要な一次下請聞き取り調査結果一覧表（様式20）
- ウ 工事費内訳書（比較表）。
但し工事着手時の内訳まで記入したもの。（様式18）
- エ 下請業者等一覧表（着手時）（様式19）
- オ 下請工事の契約について（通知）など（様式19-1から様式19-3）

(3) 追跡調査の結果について

実施要領第18条に定める追跡調査を完了した場合は、その結果を報告するものとする。報告に当たっては、追跡調査を全て（着手時、施工中、完了後）

完了後に次の書類を提出するものとする。

- ア 報告書（様式4）
- イ 工事費内訳書（比較表）。但し、精算時内訳まで記入したもの（様式18）
- ウ 下請業者等一覧表（精算時）（様式19）
- エ 下請等契約及び支払い状況報告書（様式21）
- オ 主要な一次下請聞き取り調査結果一覧表（再提出）（様式20）
- カ 下請等代金支払い状況等聞き取り調査結果一覧表。但し、実施要領第18条第2項「疑義がある場合」に該当した場合のみ。（様式22）
- キ 下請工事の契約について（通知）ほか（様式19-1から様式19-3）
- ク 下請工事の契約金額の領収について（通知）ほか（様式21-1から様式21-3）
- ※ 様式のみ提出

(4) 適正な支払い等がなされない場合の措置

実施要領第19条に基づき行った指導、措置内容について報告するものとする。（様式は任意）

12 入札情報公開システムの取扱い

(1) 公開情報

落札者決定後、下記について情報公開システムにより公開する。

- ア 失格基準価格の額
- イ 低入札価格調査制度で失格となった場合の『該当基準』

(2) 公開方法

公開する情報の表示箇所は、次のとおりとする。

入札・見積結果情報閲覧					
<input type="button" value="説明"/>				<input type="button" value="発注情報"/>	<input type="button" value="戻る"/>
入札方式	一般競争入札(ダイレクト入札)				
調達案件名	(ダミー)総合評価方式(加算方式)の摘要欄記載例				
工事番号	1000				
案件場所					
開札日	2008/04/08 09:00				
設計額(税抜き)	10,000,000				
予定価格(税抜き)	10,000,000				
調査基準等価格区分	調査基準価格				
調査基準等価格(税抜き)	7,000,000				
結果	失格基準価格(税抜き)6,800,000!				
理由					
課所名	埼玉県 総務部 入札企画室				
業者です。)					
業者名	第1回	第2回	第3回	随意契約	摘要
	金額	金額	金額	金額	
株式会社OO	7,500,000				低入札(価格失格) 技術評価点:XXXX
有限会社XX	8,000,000				低入札(数値失格) 技術評価点:XXXX
△△株式会社	8,500,000				低入札(条件失格) 技術評価点:XXXX
ア 失格基準価格の額 → 「理由」欄					
イ 該当基準 → 「適用」欄					
※「7 調査結果の相手方への通知」(2)の例において『通知不要』の者（失格基準価格未満での失格者は除く）は、摘要欄への記述は不要					

(3) 公開する情報の表示内容は次による。

- ア 失格基準価格（理由欄） → 『失格基準価格（税抜き）〇〇〇〇』
イ 該当基準（摘要欄）

摘要欄への表記は次による。ただし、総合評価方式によらないものは除く。

- ・失格基準価格未満で失格した場合 → 『低入札（価格失格） 技術評価点：XXX.X』
 - ・数値的判断基準で失格した場合 → 『低入札（数値失格） 技術評価点：XXX.X』
 - ・工事成績判断基準で失格した場合 → 『低入札（成績失格） 技術評価点：XXX.X』
 - ・契約条件により失格した場合 → 『低入札（条件失格） 技術評価点：XXX.X』
 - ・調査で失格した場合 → 『低入札（調査失格） 技術評価点：XXX.X』
- (事前申出書による辞退及び確認資料等の 提出に代わる申出書による辞退、
調査に応じない、資料未提出の場合も含む) ※技術評価点：総合評価方式の「技術評価点」

13 関係資料および様式

本事務取扱い手引きに定める関係資料はおよび様式は次のとおりとする。

(※作成にあたっては、各様式の注意書きを確認すること。)

(1) 低入札価格調査関係

・別表 1 (6-(10)関連)	低入札価格調査項目一覧表	資- 1
・別表 3 (6-(10)-4-イ関連)	経費等細目一覧表	資- 3
・様式 1 (7-(1)関連)	低入札価格調査結果通知書	資- 5
・様式 2 (11-(1)関連)	低入札価格調査結果について	資- 6
・様式 5 (11-(1)関連)	低入札価格調査の結果	資- 9
・様式 6 (6-(9)関連)	低価格入札者に対する調査の実施について	資-10
・様式 6 添付資料	低入札価格調査項目・提出資料等一覧表	資-11
・様式 7 (6-(10)-2-イ関連)	技術者の配置計画	資-12
・様式 8 (6-(10)-3,4-ア関連)	入札金額の決定理由	資-13
・様式9-1 (6-(10)-3,4-イ関連)	入札金額見積内訳書	資-14
・様式9-2 (6-(10)-1-イ関連)	入札金額見積内訳書（比較表）	資-15
・様式10 (6-(10)- 3,4-ウ関連)	下請予定業者等一覧表	資-16
・様式11 (6-(10)-4-工関連)	入札対象工事現場付近における手持 ち工事の状況	資-17
・様式12 (6-(10)- 4-才関連)	同種・類似の手持ち工事の状況	資-18
・様式13 (6-(10)- 4-力関連)	入札対象工事現場と営業所、倉庫等 との地理的関係	資-19
・様式14 (6-(10)- 4-キ関連)	手持ち資材の状況	資-20
・様式15 (6-(10)- 4-ク関連)	手持ち機械の状況	資-21
・様式16-1 (6-(10)- 4-ケ関連)	資材購入予定先一覧	資-22
・様式16-2 (6-(10)- 4-ケ関連)	機械リース元一覧	資-23
・様式17 (6-(10)- 4-コ関連)	労務者の確保計画	資-24
・様式23	契約保証金の納付に関する申出書	資-32
・様式24	工事成績判断基準に関する報告書	資-33
・様式25	工事成績評定に対する申出書	資-34
・様式26-1 (調査時)	社会保険等への加入状況通知書	資-35
・様式26-2 (契約後)	社会保険等への加入状況通知書	資-36
・様式26-3 (調査時)	社会保険等の適用除外に関する誓約書	資-37
※様式26-2は追跡調査で使用する。		
・様式27	低入札価格調査確認資料等の提出に代わ る申出書	資-38
・様式28	低入札価格調査に係る事前申出書	資-39

(2) 追跡調査関係

- ・別表 2 (9-(2),(4)関連)
- ・別表 4 (9-(6)関連)
- ・様式 3 (11-(2)関連)

- ・様式 4 (11-(3)関連)
- ・様式18 (9-(4)-ア関連)
- ・様式19 (9-(4)-イ、工関連)
- ・様式20 (9-(4)-ウ関連)

- ・様式21 (9-(4)-才関連)
- ・様式22 (9-(4)-力関連)

- ・様式19－1
- ・様式19－2
- ・様式19－3
- ・様式21－1
- ・様式21－2
- ・様式21－3
- ・様式26－2 (契約後)
- ・様式26－3 (契約後)

追跡調査項目一覧表	資- 2
追跡調査確認事項チェックリスト	資- 4
主要な一次下請からの聞き取り調査 の結果について	資- 7
追跡調査結果について	資- 8
工事費内訳書（比較表）	資-25
下請業者等一覧表	資-26
主要な一次下請聞き取り調査結果 一覧表	資-27
下請等契約及び支払い状況報告書	資-28
下請代金支払い状況等	
聞き取り調査結果一覧表	資-29
下請工事の契約について(通知)	資-40
資材の契約について(通知)	資-41
リース等の契約について(通知)	資-42
下請工事の契約金額の領収について(通知)	資-43
資材納入の契約金額の領収について(通知)	資-44
リース等の契約金額の領収について(通知)	資-45
社会保険等への加入状況通知書	資-36
社会保険等の適用除外に関する誓約書	資-37

(3) その他

- ・様式 A (4関連)
- ・様式 B (8-(8)関連)

予定価格調書	資-30
現場代理人等通知書（低入札）	資-31

14 下請契約 Q & A

1 下請契約とは。

- 建設業法第2条第4項では、「「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。」と規定されている。
- 下請契約とはならない例
　　交通整理業務、清掃業務、賄い、建設資材の輸送、生コンの輸送、土砂等の運搬、建設機械のリースの契約など。
- 下請契約となる例
　　オペレーター付きのコンクリートポンプ車による生コンの輸送にとどまらず型枠への圧送や打設、土砂の運搬にとどまらず積み込み作業を含む契約など。

2 オペレーター付きのリース契約は下請契約に該当するか。

- リース契約という名称であっても、建設業法第24条では「委託その他何らの名義をもってするを問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなしてこの法律の規定を適用する。」とあるので下請契約に該当する。

3 ダンプトラックの残土搬出作業は下請契約に該当するか。

- 残土搬出作業だけであれば下請契約に該当しない。
　　ただし、積み込み作業等の建設業法の請負工事に当たる部分を含む契約であれば下請契約となる。

4 他の建設業者からの労務提供は下請契約に該当するか。

- 警備や清掃などの単なる労務提供ではなく、建設工事の完成を目的とした作業を請け負わせる場合は、請負契約に該当し下請契約となる。
　　下請契約を結ばずに建設作業を行う場合、建設業務は労働者派遣事業の適用除外と規定している労働者派遣法に違反する恐れがある。

15 適用

- (1) この基準は、平成26年10月1日以降に公告又は指名通知された工事から適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、平成26年9月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附則

- (1) この基準は、平成28年1月12日以降に公告又は指名通知された工事から適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、平成28年1月11日までに公告又は指名通知し

たものについては、従前の例による。

附則

- (1) この基準は、平成31年5月1日以降に公告又は指名通知された工事から適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、平成31年4月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附則

- (1) この基準は、令和3年12月1日以降に公告又は指名通知された工事から適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、令和3年11月30日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附則

- (1) この基準は、令和4年4月1日以降に公告又は指名通知された工事から適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附則

- (1) この基準は、令和5年4月1日以降に公告又は指名通知された工事から適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附則

- (1) この基準は、令和5年6月20日以降に適用する。